

(様式第1号)

受付番号	江議第	号
受付日	年	月 日
送付日	年	月 日
答弁期日	年	月 日
答弁受理日	年	月 日

江田島市議会議長 林 久光 様

会 派 名無会派.....

質問者氏名胡子 雅信.....



文 書 質 問 書

江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づき、次のとおり質問いたします。

【質問項目及び質問の内容】

* 内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

(1) 質問項目

新消防本部庁舎整備の建設候補地変更等に係る経緯について

(2) 質問の要旨

1. 当初計画予定地であった鷺部公園を候補地として新消防本部庁舎整備をするにあたって、公園の代替地を旧江田島小学校跡地(国有地)の一部とすることを平成28年10月12日の市議会全員協議会で報告された。

一方、平成28年11月7日開催の第117回国有財産中国地方審議会において、江田島市江田島町中央四丁目18656番14外1筆(10,707.16㎡)の国有地(旧江田島小学校跡地)を江田島市に対し、認定こども園、子育て支援センター、学童・市民農園敷地として時価売払することについて諮問のとおり処理することを適当と認める答申がなされた。

第117回審議会が開催される前に国有地の利用計画変更を中国財務局に通知する必

要はなかったのか伺う。

2. 旧江田島ボウル建物について、平成 13 年 7 月 19 日に旧江田島町が安芸郡町村税等滞納整理組合差押を原因として差押し、平成 18 年 7 月 21 日に江田島市が参加差押の手続きをした。差押・参加差押をするにあたっての滞納税の種類及び額を伺う。
3. 旧江田島ボウル建物所有者（法人）は平成 21 年 3 月 20 日広島地裁呉支部の費用不足による破産手続廃止の決定確定により同年 3 月 27 日に法人登記簿閉鎖となっている。その後、税徴収業務においてどのような対応をしたのか伺う。（平成 29 年 5 月 25 日に登記復活）
4. 平成 28 年 11 月 11 日、上記 2. にある旧江田島ボウル建物の差押・参加差押ともに解除により登記抹消となっているが、この時期に解除した理由及びこれまでの延滞税額を伺う。
5. 旧江田島ボウル跡地（4,749.98 m²）の所有者から売却しても良いとの協力申し出があった日付を伺う。
6. 平成 28 年 11 月 9 日（消防本部受付日）の上本議員の文書質問書に対し、「建設場所の再検討については、使用可能な市有地が存在するため、民有地の購入は考えていない。」との文書質問答弁書を平成 28 年 11 月 16 日に市議会議長宛て提出されている。民有地購入により固定資産税は入らなくなるが、旧江田島ボウル跡地の平成 28 年度固定資産税額（建物取壊し前）はいくらか。また、現消防本部庁舎の敷地（2,189.20 m²）は一部有償借地であるが、年額の借地料及び面積はいくらか。
7. 平成 29 年 5 月 26 日の市議会全員協議会で旧江田島ボウル跡地での概算事業費を 21 億 700 万円（詳細は以下）と示された。当初予定地の鷺部公園で建設した場合の概算事業費はいくらか。

平成 29 年 5 月 26 日全員協議会資料から抜粋

設計業務	：	基本検討、地質調査、基本・実施設計	133 百万円
土木工事	：	浸水対策工事（擁壁、地盤改良、盛土）	451 百万円
建築工事	：	庁舎建設工事（訓練塔、車庫棟含む）	1,323 百万円
通信指令システム	：	設計、システム工事	200 百万円

- (3) 答弁期日を指定する理由（議長指定以外の場合に必ず記入すること。）